

社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境の整備を行うため、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2. 行動計画内容

目標：育児休業の取得促進に向け、次の水準を目標とする。

女性職員 取得率100%を継続する

男性職員 取得者1名以上または取得率20%を目指す

〈次世代法〉

<対策>

○令和8年4月～

- ・職員への制度・規則の周知を図る。
- ・育児休業期間中の代替職員の確保に努める。

目標：フルタイム職員の月平均残業時間を令和8年3月末時点と比べ、10%削減する。

〈女性活躍推進法・次世代法〉

<対策>

○令和8年4月～

各施設における業務削減の取組を開始。毎月実績を確認しながら推進管理していく。

目標：管理職手前の役職者（主任）に占める女性労働者の割合を50%以上にする（現状40%）。

〈女性活躍推進法〉

<対策>

○令和8年4月～

- ・管理職登用候補となる職員を早期に把握し、計画的に育成する。
- ・高度な知識、スキルを身につけるキャリア研修等への参加を打診する。